

社会福祉法人 大樹会における 介護職員等特定処遇改善加算についての取組

<算定対象事業所 及び 取得加算区分 一覧>

| 事業所名 | 取得加算区分・加算率(%) | | 根拠加算 |
|----------------------|---------------|-------|-----------------|
| | 特定加算Ⅰ | 特定加算Ⅱ | |
| 旭森デイサービスセンターくるま座 | 1.2 | 1.0 | サービス提供体制強化加算(Ⅲ) |
| グループホーム和楽(予防含む) | 3.1 | 2.3 | サービス提供体制強化加算(Ⅰ) |
| 金亀荘 特定施設(予防含む) | 1.8 | 1.2 | |
| 金亀荘 訪問介護 | 6.3 | 4.2 | |
| 第一邂逅の郷 特別養護老人ホーム | 2.7 | 2.3 | 日常生活継続支援加算(Ⅱ) |
| 第二邂逅の郷 特別養護老人ホーム | 2.7 | 2.3 | 日常生活継続支援加算(Ⅱ) |
| やまなみデイサービス(総合含む) | 1.2 | 1.0 | |
| やまなみ 訪問介護 | 6.3 | 4.2 | |
| グループホームこぶしの家(予防含む) | 3.1 | 2.3 | |
| デイサービスゆすらぎハウス(総合含む) | 1.2 | 1.0 | サービス提供体制強化加算(Ⅱ) |
| きらめきデイサービスセンター(総合含む) | 1.2 | 1.0 | サービス提供体制強化加算(Ⅱ) |

※特定加算Ⅰの算定要件は、特定加算Ⅱの要件に加え、サービス提供体制強化加算上位の区分((Ⅰ)若しくは(Ⅱ)、特養においてはサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又は日常生活継続支援加算)を算定していることとなります。

<特定処遇改善加算手当 配分期間>

| | |
|------|--------------------|
| 配分期間 | 令和6年6月 から 令和6年7月まで |
|------|--------------------|

<特定処遇改善加算手当 配分対象者・配分方法>

| 区 分 | 配分対象者 | 配分方法 |
|------------------------------------|---|--|
| a 経験・技能のある介護職員(介護福祉士資格を保有する正職員に限る) | ①主任(就任3年以上) ②主任(就任3年未満) ③副主任、リーダー ④リーダー同等介護士 (業務量・業務内容・責任等が同等と判断される者) | ① 月額 50,000 円 ② 月額 40,000 円 ③ 月額 30,000 円 ④ 月額 20,000 円 |
| b 他の介護職員 | ①正職員・準職員 ②パート・嘱託職員(1週間30時間以上) ③パート・嘱託職員(1週間20時間以上) | ① 月額 5,000 円 ② 月額 3,000 円 ③ 月額 1,000 円 |
| c その他の職種 | 該当なし | — |

※「経験・技能のある介護職員」については、各法人の裁量において設定することとされています。

※ 介護職員等特定処遇改善加算が廃止された場合、本賃金改善は終了となります。

<職場環境等要件>

| | |
|---------------------|--|
| 入職促進に向けた取組 | ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 |
| 資質の向上やキャリアアップに向けた支援 | ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 |
| 両立支援・多様な働き方の推進 | ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から非正規職員への転換の制度等の整備 |
| 腰痛を含む心身の健康管理 | ・短時間勤務労働者等も受信可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 |
| 生産性向上のための業務改善の取組 | ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 |
| やりがい・働きがいの醸成 | ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 |

<見える化要件>

| | |
|--------|----------------|
| 周知実施方法 | ・当法人ホームページへの掲載 |
|--------|----------------|